

【別表】大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)

介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業									
事業所・施設等の種別(※1)			事業所・施設等の種別(※1)						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000 /事業所	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設	
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所			30	定員20人以上	20,000 /施設
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000 /施設
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000 /事業所		32		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000 /事業所		33		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000 /事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		35		定員90人以上	70,000 /施設
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		36		定員29人以下	30,000 /施設
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000 /事業所	37	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000 /事業所	38	介護医療院	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	11		定員21人以上	10,000 /事業所	39		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000 /事業所	40		定員70人以上	70,000 /施設	
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000 /事業所	41		定員29人以下	30,000 /施設	
	14		訪問回数2,001回以上	20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	15	訪問入浴介護事業所		10,000 /事業所	43	介護療養型医療施設	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	16	訪問看護事業所		10,000 /事業所	44		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000 /事業所	45		定員70人以上	70,000 /施設	
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000 /事業所	46		定員14人以下	10,000 /事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000 /事業所	47	認知症対応型共同生活介護事業所		定員15人以上	15,000 /事業所
	20	居宅介護支援事業所		10,000 /事業所	48	定員19人以下	10,000 /事業所		
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000 /事業所	49	定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所		
	多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	50	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを含む)	定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所
23		看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	51	定員60人以上 69人以下		40,000 /事業所	
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000 /施設	52	定員70人以上 89人以下		50,000 /事業所	
	25		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	53	定員90人以上 99人以下		60,000 /事業所	
	26		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設	54	定員100人以上		70,000 /事業所	
	27		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設					
	28		定員90人以上	70,000 /施設					
対象経費			令和4年5月1日から令和4年7月31日までの衛生用品の購入費用及び備品の購入費用						
補助額			・1事業所・施設につき基準単価まで補助することができる。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・短期入所系及び入所施設・居住系(上記介護サービスの種別9～11及び24～54)であって、ポータブルトイレを購入した場合は、ポータブルトイレ購入に要した実支出額の1,000円未満の端数を切り捨てた額と15,000円とを比較して少ない方の額を基準単価に加算する。						

※1 事業所・施設等について、令和4年5月1日から7月31日までの間に指定等を受けているもの。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～54)により補助する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～54)により補助する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断する。
- 訪問介護の訪問回数については、令和4年5月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、補助の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設等は、令和4年5月1日から令和4年7月31日までの間に介護保険法上の介護サービスを提供したものに限り。

- 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- 訪問看護事業所
- 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- 居宅療養管理指導事業所
- 介護療養型医療施設

※3 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生時対応訓練」を実施していることを要件とする。